

知 事 意 見 書 （ 要 綱 ）

平成 1 5 年 1 月 2 4 日

倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業に係る環境影響評価準備書について、倉敷市長及び関係住民並びに岡山県環境影響評価技術審査委員会の意見を勘案し、慎重に検討した結果、意見は次のとおりであるので、環境影響評価書に反映させるとともに、事業の実施に際しては環境影響評価準備書で明らかにした環境保全対策の実施はもとより、環境保全上必要な措置を講じることとされたい。

なお、今後予定されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく施設の設置等当事業に係る許認可の申請等に当たっては、当知事意見を十分反映した事業内容とするよう申し添える。

記

1．事業計画について

- (1) 一般廃棄物と産業廃棄物を同時にガス化熔融処理する新技術を採用することから、混焼の適切性や処理する産業廃棄物の種類による排ガス等への影響について、実機での蓄積データや設計計算書により、詳細にかつ判りやすく、評価書に記載すること。
また、廃棄物の均質化の具体的な方法、設備等についても、詳細に記載のこと。
- (2) 脱ガスチャンネル工程における反応過程、耐火性資材の耐久性及び補修計画など、施設諸元について具体的かつ詳細に記載すること。
- (3) 一般廃棄物搬入車両等の交通集中を防ぐため、倉敷市と十分調整の上、一層の計画交通の分散を図ること。

2．環境負荷の低減について

- (1) 本施設は新処理方式であることから、種々の運転条件下でダイオキシン類濃度を測定し、データを蓄積することなどによりその運転管理を徹底し、ダイオキシン類の発生総量を可能な限り低減させること。
- (2) 水島地域に新たに立地する企業であることから、当該施設に起因する窒素酸化物等の大気汚染物質の一層の低減に努めること。

3．環境管理について

- (1) 適切な環境管理計画を策定のうえ、当該事業の環境に与える影響を把握し、その結果を事業運営に反映させるなど、積極的に地域の環境保全に努めるとともに、関係機関への報告体制等の構築に万全を期すること。
- (2) 適切な設備の運転・管理体制を確立するため、作業マニュアル等を作成のうえ、十分な教育訓練を実施し、管理の徹底を図ること。

4．地元理解及び住民参加について

- (1) 供用後のダイオキシン類等の測定結果については、積極的に地域住民に情報提供するとともに、施設の公開や意見交換の場を設けるなど、地域住民と良好な関係を築くよう努めること。

(2) 事業内容、工事計画及び環境保全措置等については、住民意見の趣旨を十分考慮の上、本事業の発注者である倉敷市と連携し、適宜、説明会等の機会を設け、理解と協力を求めながら適切に事業を進めること。

5 . 指摘事項について

別掲の指摘事項について検討のうえ、適切に対応されたい。

指 摘 事 項

1．環境負荷の低減について

(1) 大気質

工事中、特に資材運搬ルート上において粉じんによる影響がないようその対策を徹底すること。

(2) ダイオキシン類その他有害物質

国内に実機が存在することから、実測値を豊富に蓄積し、当施設稼働時の施設管理の一助とするとともに、可能な限り評価書に掲載すること。

(3) 悪 臭

廃棄物運搬車両の運搬ルートにおける悪臭対策については、生活環境保全上支障がないよう徹底すること。

(4) 水 質

冷却設備から大量の水蒸気が発生する計画であるが、有害物質等による汚染の有無について、住民の懸念がないよう詳細に評価書に記載するとともに、再利用される処理水中のダイオキシン類その他の有害物質濃度を定期的に測定し、有害物質の低減に努めること。

2．生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

計画地内に施す植栽については、高木を中心とした樹種の選定に配慮し、また、その生育状況に注視し、定着化が図られるよう十分な管理を行うこと。

3．環境管理について

(1) 工事中の大気質に係る測定を追加すること。

(2) 排ガス測定について、記載の測定の他に、立上げ及び立下げ時の測定をダイオキシン類も含め実施すること。

(3) 工事中の発生交通量に起因する自動車騒音及び道路交通振動に係る測定を追加すること。

(4) 施設供用後の環境管理計画については、原則として、供用後5年間実施することとし、その具体的内容については必要に応じ協議すること。

倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業の概要及び
環境影響評価準備書の関係地域住民への周知結果

1 事業の概要

(1) 事業の名称

倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業

(2) 事業者の名称

水島エコワークス株式会社

代表取締役 向後 久

倉敷市水島川崎通一丁目1番地の1

(3) 事業の目的及び内容

PFI推進法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)に則り、倉敷市内から発生する一般廃棄物及び下水道汚泥並びに産業廃棄物をまとめてガス化溶融する施設を整備する。

(4) 事業の種類

一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の設置

(5) 事業実施区域の位置

倉敷市水島川崎通一丁目14番地の1(川崎製鉄(株)水島製鉄所内)

(6) 計画諸元

項目	計 画 概 要		
処理方式	ガス化改質方式(川鉄サーモセレクト方式ガス化溶融)		
処理能力	555t/日(185t/24H×3系列) [23.1t/H(7.7t/H×3系列)]		
処理計画	159,300t/年	内 訳	一般廃棄物:68,200t/年 下水道汚泥:18,600t/年 産業廃棄物:72,500t/年
供用開始	平成17年4月予定		
計画面積	約3.35ヘクタール		

2 関係地域住民への周知結果

(1) 公告の方法

日刊新聞紙への掲載(平成14年10月23日)

山陽新聞(朝刊)、岡山日日新聞

ちらしの配布(平成14年10月16日~10月23日)

配布世帯数 2,526世帯

(2) 縦覧期間:平成14年10月24日(木)~11月13日(木)

(3) 縦覧場所：倉敷市役所市民環境局環境部環境保全課
倉敷市役所水島支所市民課
川鉄鶴の浦社宅集会所

(4) 縦覧者数：6人

(5) 準備書についての意見書の提出期間
平成14年10月24日(木)から11月20日(水)まで

(6) 住民からの意見書の提出数：6通(5者)